

## シリーズ「マイナンバー（社会保障・税番号）制度を知ろう」第3回

シリーズ3回目となる今回は、事業者編です。



### ■民間事業者にも制度の影響はあるの？

▷国民の一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が割り当てられ、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で使用がはじまります。それに伴い**民間事業者も、税や社会保険の手続で、従業員などのマイナンバーを取扱います。**

### ■どんな準備が必要なの？

▷まずは、**対象業務を洗い出した上で、組織としての準備が必要です。**組織体制やマイナンバー利用開始までのスケジュールを検討し、対応方法を決定してください。必要な準備としては以下の通りです。

- ①マイナンバーを適正に扱うための社内規定づくり（基本方針、取扱規定の策定）
- ②マイナンバーに対応したシステム開発や改修（人事、給料、会計システム等への対応）
- ③特定個人情報の安全管理措置の検討（組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御）
- ④社内研修・教育の実施（特に総務・経理部門などマイナンバーを取扱う事務を行う従業員への周知徹底）

### ■マイナンバーの取扱いの注意点は？

▷マイナンバー制度では、行政機関だけでなく、民間事業者にも**特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の適正な取扱い**が求められます。マイナンバーは**法律で定められた範囲以外での利用**が禁止されています。

- マイナンバーの利用範囲  
⇒法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。
- マイナンバーの提供の要求  
⇒社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。
- マイナンバーの提供の求めの制限、特定個人情報の提供や収集の制限  
⇒法律で限定的に明記された場合を除き、提供の求め、提供、収集をしてはなりません。

### ■マイナンバーの安全な管理のために必要なことは？

▷マイナンバーは、個人情報保護のために、その管理に当たっては、**安全管理措置などが義務付けられます。**

- 委託先の監督  
⇒社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 再委託等  
⇒社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託の場合も同様です。
- マイナンバーの安全管理措置  
⇒事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。  
また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。
- 特定個人情報の保管制限  
⇒法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。
- 特定個人情報の廃棄  
⇒法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。（9ページへ続く）

## ■具体的なガイドラインはあるの？

▷マイナンバーの取扱いについて法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて解説したガイドラインをご用意しています。

「**特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）**」など、特定個人情報保護委員会のサイトにて、ご確認ください。

特定個人情報保護委員会ウェブサイト <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

## ■「法人番号」とは何のこと？

▷法人には 13 桁の法人番号が指定され、マイナンバーとは異なり、どなたでも自由に利用可能です。

### ○法人番号の対象

⇒国税庁長官は、**株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に対して 1 法人 1 つの法人番号を指定**します。

※ 法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。

### ○法人番号の通知

⇒平成 27 年 10 月から法人の皆さまに法人番号などを記載した**通知書の送付**を開始する予定です。

※ 番号の通知は、登記上の所在地へ行われますので、所在地情報の変更手続きを行っていない場合、変更前の所在地に通知されてしまいますのでご注意ください。

### ○法人番号の公表

⇒法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、**データダウンロードも可能**です。

法人番号についての詳細は、国税庁のサイトでご覧ください。

国税庁ウェブサイト <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/>

## ■マイナンバー制度に関するお問い合わせは

0 5 7 0 - 2 0 - 0 1 7 8（全国共通ナビダイヤル）

平日 9 時 30 分～ 17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く）

※ 一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050 - 3816 - 9405 におかけください。

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。※ 外国語対応（英語）は 0570 - 20 - 0291 におかけください。

## 知ってますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

**加入できる事業主：建設業を営む方**

**対象となる労働者：建設業の現場で働く人**

**掛金：日額 3 1 0 円**

### ★特長

◎国の制度なので安全、確実、申込み手続は簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

### ★建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

### ★建退共から事業主の皆様へのお願い

・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。

・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

※ ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q & A など知りたい情報が記載されています。